

(令和8年3月改定)

経営戦略

北海道上磯郡木古内町
高齢者介護サービス事業会計

第1 経営の基本方針

平成30年4月より町内の社会福祉法人与経営統合し、介護老人保健施設から介護老人福祉施設へ内容変更し、経営を開始し8年が経過しました。

施設を利用する一人ひとりの尊厳を守り、安心して自立した日常生活を送れるよう支援を行い、引き続き利用者との信頼関係を築いていきます。

事業実施にあたっては、関係機関や利用者、家族と連携を図りながら安心して利用してもらえるようサービス提供に努めていきます。

第2 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

第3 投資・財政計画（収支計画）（別紙）

第4 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

職員配置については、適正かつ効率的なサービスが提供可能な人員を配置し、事業を実施していきます。

(2) 広域化に関する事項

なし

(3) 民間の資金、ノウハウの活用に関する事項

当面は必要なものと考えているが、今後の状況等変化が生じ必要と判断した場合には、検討します。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

安定した収入を確保するため、関係機関と連携を強化していきます。また、職員の確保対策を行いながら、職員の資質向上を図ってまいります。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金不足がある場合はその解消方法

現在資金不足には至っていないが、資金不足対策として病院事業からの借入金を充てて経営をしている。引き続き、利用者の確保対策を強化し安定経営を図ってまいります。

引き続き、利用者の確保対策を強化し安定経営を図ってまいります。

(6) 資金管理・調達に関する事項

上記のとおりではありますが、万が一の場合は町からの支援を検討します。

(7) 情報公開に関する事項

ホームページや介護サービス情報公表システム等により公表します。

(8) その他重点事項

本経営戦略については、計画の実施状況や介護保険制度の動向を踏まえ、必要に応じ見直しを図ってまいります。

① 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

当町の高齢者人口は増加しており、老人福祉施設の需要はますます高まっています。

② 公営企業として実施する必要性

当町の自治体規模や施設の設立した経緯や地域の特性等から、民間事業者による施設運営は難しいと考えています。

民間への経営移譲を行った場合、町職員の対応や職員確保対策など施設運営をするうえで課題は多く、解決することが非常に難しいため、町が主体となることが必要だと考えています。

投資・財政計画

令和8年3月改定

(単位:千円)

年度 区分		前々年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(見込)					
資本的収入	1. 企業債		2,100	3,300	20,600	10,200	19,500		3,100				
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金			3,365	39,327	37,131	37,748	49,959	43,557	41,836	39,705	40,371	37,718
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金			948			4,564	12,000		3,167			
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他			210									
計 (A)		2,100	7,823	59,927	51,895	69,248	49,959	49,824	41,836	39,705	40,371	37,718	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)		2,100	7,823	59,927	51,895	69,248	49,959	49,824	41,836	39,705	40,371	37,718	
資本的支出	1. 建設改良費		2,177		20,680	15,638	31,625	4,000					
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	34,096	33,007	46,256	39,602	38,232	41,640	44,185	49,354	50,583	48,506	47,452	38,388
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他	840	210	210		840								
計 (D)	34,936	35,394	46,466	60,282	54,710	73,265	48,185	49,354	50,583	48,506	47,452	38,388	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	34,936	33,294	38,643	355	2,815	4,017	△ 1,774	△ 470	8,747	8,801	7,081	670	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	34,936	33,294	38,643	355	2,815	4,017		15,707	1,788	1,790	1,809	347
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他												
計 (F)	34,936	33,294	38,643	355	2,815	4,017		15,707	1,788	1,790	1,809	347	
補填財源不足額 (E)-(F)							△ 1,774	△ 16,177	6,959	7,011	5,272	323	
他会計借入金残高 (G)	100,000	100,000	100,000	100,000	200,000	200,000	200,000	200,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
企業債残高 (H)	549,125	518,218	501,084	471,883	433,651	411,310	367,125	317,770	267,187	218,680	171,227	132,839	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年度 区分		前々年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(見込)					
収益的収支分			3,189	3,305	11,222	11,517	10,000	9,370	8,728	8,072	7,403	6,720	6,024
	うち基準内繰入金		3,189	3,305	3,000	3,900	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	うち基準外繰入金				8,222	7,617	7,000	6,370	5,728	5,072	4,403	3,720	3,024
資本的収支分				3,365	39,327	37,131	37,748	38,567	39,820	41,836	39,705	40,371	37,718
	うち基準内繰入金			3,365									
	うち基準外繰入金				39,327	37,131	37,748	38,567	39,820	41,836	39,705	40,371	37,718
合計		3,189	6,670	50,549	48,648	47,748	47,937	48,548	49,908	47,108	47,091	43,742	